

第 1 回契約変更の内容

契約年月日	令和 6 年 6 月 2 8 日
契約業者名	戸田建設株式会社 関東支店
契約業者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 6 番 5 号
工事の名称	R 5 国道 5 1 号神宮橋架替橋梁下部工事
工事場所	茨城県潮来市州崎地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	R C 橋脚工 6 基 作業土工 1 式 鋼管矢板基礎工 （杭径 φ 800 ・ 杭長 : L=54. 5m ~ 65. 0m 打設長 : (最大) L=73m) 各 24 本 橋脚躯体工 コンクリート 約 1, 993m ³ 鉄筋 約 390t 仮橋・仮栈橋工 (賃料) 1 式 土留・仮締切工 1 式
工期 (自)	令和 6 年 3 月 2 2 日
工期 (至)	令和 8 年 3 月 3 1 日
変更前の契約金額	4, 8 4 5, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変更金額	+ 0 円 (税込み)
変更後の契約金額	4, 8 4 5, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変更理由	1. 新積算基準特例措置の適用 本工事は、『令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて (令和 6 年 2 月 28 日付け国会公契第 29 号、国官技第 372 号、国道国技第 198 号、国北予第 22 号) 』に基づく対応が可能な工事である。 令和 6 年 3 月 2 5 日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第 6 2 条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。 2. 仮橋・仮栈橋工 事業調整の結果、仮栈橋の賃料期間に見直しが生じたため減工する。 3. 工期 工期は元設計とおりとする。